



福島医発第141号(地)

平成23年 4月14日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災された
高齢者の避難所等における介護サービスの確保について(介護関係)

今般の東北地方太平洋沖地震等により被災され、避難所等で生活されている
高齢者の方々の中には、震災発生後から厚生労働省より発出されている各種事
務連絡の内容について、情報が行き渡っていない可能性があることが分かって
おります。

そこで厚生労働省において、被災された高齢者の方々に対し、避難所等にお
いても必要な情報を提供し、必要な介護サービスを提供するため、震災に関連
する各種事務連絡をまとめたリーフレットが作成され、自治体等を通じて避難
所等で生活されている高齢者の方々へ配布される旨、日本医師会より通知が参
りましたのでご連絡申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

(介 5) (FAX 送信 A4・5 枚)

平成 23 年 4 月 4 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災された
高齢者の避難所等における介護サービスの確保について（介護関係）

今般の東北地方太平洋沖地震等により被災され、避難所等で生活されている高齢者の方々の中には、震災発生後から厚生労働省より発出されている各種事務連絡の内容について、情報が行き渡っていない可能性があることが分かっております。

そこで厚生労働省は被災された高齢者の方々に対し、避難所等においても必要な情報を提供し、必要な介護サービスを提供するため、震災に関連する各種事務連絡をまとめたリーフレットを作成いたしました。

本リーフレットは、自治体等を通じて避難所等で生活されている高齢者の方々へ配付されることとなっております。

つきましては、ご参考までに本リーフレットをお送りいたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・被災された高齢者の避難所等における介護サービスの確保について（平 23. 4. 1 厚生労働省老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課 事務連絡）

以上



事 務 連 絡
平成 23 年 4 月 1 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総 務 課
介護保険計画課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

被災された高齢者の避難所等における介護サービスの確保について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した方等への必要な介護保険サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、避難所等で生活をされている高齢者の皆様向けに、介護保険サービスの利用についてのリーフレットを作成いたしましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 23 年 4 月 1 日

関係団体 各位

厚生労働省老健局総 務 課
介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

被災された高齢者の避難所等における介護サービスの確保について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した方等への必要な介護保険サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申しあげます。

今般、別添のとおり、避難所等で生活をされている高齢者の皆様向けに、介護保険サービスの利用についてのリーフレットを作成いたしましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

被災された高齢者の皆様へ

避難先などでも 必要な介護保険サービスの利用が可能です

被災された高齢者の皆様に、必要な介護保険サービスを提供するため、利用料の減免や避難先でもサービスの利用を可能とするなど、多くの対応が行われています。

このたび、被災された方の避難先などでの介護サービスの利用方法について、一問一答形式で取りまとめましたので、ご参考にしてください。

Q1. 介護サービス利用時には、どこに相談するのでしょうか？

A 市区町村の介護保険担当窓口や地域包括支援センターにご相談いただき、ケアマネジャーの紹介や、介護サービスの利用についてのアドバイスを受けてください。

Q2. 避難所にもホームヘルパーに来てもらえますか？

A 避難所でも、ご自宅同様にホームヘルプを受けることは可能です。また、避難先のお宅や旅館・ホテルでも同様です。

Q3. 避難所においてもデイサービスを利用できますか？

A 避難所からでも、デイサービスを利用することは可能です。また、避難先のお宅や旅館・ホテルからでも利用できます。

Q4. 被保険者証が見つかりません。

A 被保険者証をなくした、ご自宅にあるが取りに戻れないなどにより、お手元に被保険者証がない場合でも、氏名・住所・生年月日を介護事業者にお伝えいただければ、介護サービスが利用できます。

Q5. 被災により介護が必要になりました。要介護認定を受けていないのですが、どうすればよいのですか。

A できるだけ早く要介護認定の申請を行ってください。なお、要介護認定の申請前に受けたサービスについても、特例的に介護サービスとして利用が可能となる場合があります。詳しくは、市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

Q6. 被災したため、利用料の支払いが難しいのですが。

A 被災により財産に著しい損害を受けた方などについては、介護保険サービスの利用者負担を支払う必要はありません。詳しくは、市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

Q7. 被災地から他の市区町村に避難しました。介護サービスを利用できますか。

A 住民票の異動を行わなくても、避難先の避難所あるいはご家族のお宅などで、ホームヘルプなどの介護サービス利用ができます。まずは避難先の市区町村や地域包括支援センターにご相談ください。

Q8. 使っていた杖や車いすがなくなってしまいました。

A 杖や車いすをなくされた方は、もう一度レンタルをすることができますので、お早めにケアマネジャーや福祉用具レンタル業者にご相談ください。

生活機能の低下に注意しましょう！

避難所での生活は動き回ることが不自由になりがちです。このように生活が不活発な状態が続くと、生活機能が低下することがあります。

避難所で生活している方は、できるだけ次のポイントに気をつけて、生活機能の低下の予防をこころがけてください。

- 毎日の生活の中で活発に動くようにしましょう
- 動きやすいよう身の回りを片付けておきましょう
- 歩きにくくなっても杖などで工夫をしましょう
- 避難所でも楽しみや役割をもちましょう